

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 敦賀市福祉事務所長

審査請求人から令和4年8月13日に提起された敦賀市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく生業扶助の保護決定（変更）処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるというものであり、その理由は、審査請求書および反論書から次のとおりである。

- (1) 処分庁は、処分の理由を「芸術や体育で使用する教材等は支給対象外のため」としている。
- (2) 過去にも3人の子供が8回の学年集金の支援を受けているが、今回の9回目の申請で法的根拠もなく支給対象外とするのは職権からの逸脱行為と乱用である。
- (3) 本件処分は法的根拠がないものであるため、法第36条の規定に違反しており違法である。
- (4) 本件処分により、審査請求人の二男は教育を受ける権利（高等学校等就学費）や部活動を侵害されている。
- (5) 「芸術や体育で使用する教材等」を支給対象外と決めた法的根拠を求めているものである。
- (6) 行政の活動はすべて法律に従って行わなければならない。行政活動には法律の根拠が必要（法律の留保の原則）で、法律に違反する行政活動は取消し又は無効（法律の優位の原則）となる。
- (7) 以上から、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件処分は適法、妥当であるというものであり、その理由は次のとおりである。

- (1) 生業扶助については、その基準額が、法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「基準」という。）別表第7の生業扶助基準に定められており、生業扶助のうち、技能習得費の高等学校等就学費は、基本額、教材代、授業料、入学科、入学料、入学料、通学のための交通費および学習支援費に区分される。
- (2) 高等学校等就学費の基本額は、月額5,300円（定額）が支給されるものであり、生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）問7-142によれば、基本額とは、学用品費や通学用

品費のほか社会見学等の教科外活動費、芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定されているものであるとされている。

- (3) 教材代とは、正規の授業で使用する教材の購入または利用に必要な費用であるとされ、必要とする実費の額が対象となる。問答集問7-144によれば、給付範囲は、学校における正規の授業で使用され、当該授業を受ける全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典および楽器であり、各教科において必要なこれ以外の教材（芸術や体育で使用する教材等）に要する経費については、基本額の中に含まれているものとされている。
- (4) 本件処分で追加支給対象外とした調理実習代、体育選択制費用、体力テスト代は、家庭科や体育の授業を行うにあたって必要となる諸費用であり、教材費に該当するとは認められず、基本額における「芸術や体育で使用する教材費等」に含んでいるものと考えられる。
- (5) 同様に追加支給対象外とした進路指導費、ステッカー代、個人写真代、生徒証明書代およびロッカー代は、学校生活を送る上で、必要な諸費用という性格を持つことから、基本額の学用品費に区分されると考えられる。
- (6) 教工祭費は、学校における正規の授業とは異なる学校行事に係る費用であり、基本額の「社会見学等の教科外活動費」に区分されると考えられる。
- (7) これらの対象外とした費用は、その性格上、高等学校等就学費における授業料、入学料、入学検査料、通学のための交通費およびクラブ活動等に要する費用とされる学習支援費のいずれにも該当するとは認められない。
- (8) よって、本件処分において追加支給対象外としたそれぞれの費用は、高等学校等就学費の基本額に含まれると解し支給対象外としたものであり、この点に違法または不当な点はない。

また、処分庁は、審査請求人が本件処分により子の教育を受ける権利および部活動を侵害されていると主張していることについて、次のとおり反論している。

- (1) 審査請求人は、本件処分により子の教育を受ける権利や部活動を侵害されていると主張しているが、前記のとおり、本件処分は、法および基準に基づき適正に行ったものであり、本件処分により、子の教育を受ける権利や部活動を侵害しているという事実は認められない。
- (2) なお、審査請求人については、高等学校等就学費の基本額に加え、教材代、学級費および技能習得費を支給しているところであり、部活動に係る費用については今回申請がされていない。

理 由

1 生業扶助（高等学校等就学費）に係る規定等について

- (1) 法第17条は、「生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、またはその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。」と規定している。
- (2) 基準別表第7の生業扶助基準によれば、高等学校等就学費として認められているものは、「基本額（月額）」、「教材代」、「授業料」、「入学料」、「入学検査料」、「通学のための交通費」、「学習支援費（年間上限額）」である。なお、基本額（月額）は、「5,300円」、教材代は、「正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額」とされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7-8の（2）イ（エ）によれば、「正規の授業で使用



する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること。」とされている。

- (4) 問答集問7-142によれば、「基本額は、学用品費や通学用品費のほか社会見学等の教科外活動費、芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定されているものである。」とされ、問7-144によれば、「各教科の授業において必要なこれ以外の教材（芸術や体育で使用する教材等）に要する経費については、基本額の中に含まれているものである。」とされている。

2 支給対象外となった費用について

- (1) 審査請求書等によれば、本処分により支給対象外となった費用は、審査請求人の子が通う高校の令和4年度第3学年の学年集金のうち、次の①から⑨の費用である。

教科・部	項目	金額(円)
家庭	①調理実習代	1,000
体育	②体育選択制費	500
	③体力テスト代	205
進路支援部	④進路指導費	7,400
生徒支援	⑤ステッカー代	100
	⑥個人写真代	880
	⑦生徒証明書代	100
	⑧教工祭費	1,800
図書・総務部	⑨ロッカー代	800
計		12,785

- (2) まず、①～⑨の費用が、教材代に該当するかどうかについて検討する。

基準別表第7の生業扶助基準によれば、教材代とは、「正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額」とされており、局長通知第7-8の(2)イ(エ)によれば、正規の授業で使用する教科書等の範囲は、「教科書、副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器」と列挙されている。列挙されている教科書等以外のものを教材に含めるかどうかについては、処分庁の裁量にゆだねられているものとする。

- (3) 問答集問7-142によれば、基本額は、「芸術や体育で使用する教材費等も含めて算定されているものである。」とされている。②および③は体育の教科でかかる費用であり、②は各競技で使用するボール等の購入費用、③は各種目の測定結果を委託して記録し数値化するのにかかる費用である。このため、「体育で使用する教材費等」として「教材代」には含めず、基本額に含めるものと解釈することは妥当である。

- (4) 次に、家庭の教科の費用である①については、審理員が処分庁に確認したところ、①は、食材の費用であるから教材代には該当しないと処分庁は整理しているが、本件処分において、建築システムの教科の「実習費(材料費等)」を「教材代」として認めていること、国語・社会・英語の教科のプリントを保管する「ファイル」を「教材代」として認めていることとの整合性も踏まえると、食材の費用であっても家庭の教科の調理実習で使う材料費は、正規の授業で使用する教材として、「教材代」に該当するものであると考える。

- (5) 次に、④～⑨については、学校での活動のために全ての生徒が支払わなければならない費用ではあるものの、教科に直接関わる費用ではないことから、問答集問7-142に基づき、教材代には含めず基本額に含めるものと解釈することは妥当である。

- (6) さらに、①～⑨の費用については、高等学校等修学費の区分のうち、「授業料」、「入学料」、「入学考査料」、「通学のための交通費」には明らかに該当しないものである。また「学習支援費」についても、局長通知第7-8の(2)イ(ケ)によれば、「課外のクラブ活動を行うための費用を必要とする場合」に認定することとされていることから、「学習支援費」にも該当しない。
- (7) 以上から、②～⑨の費用は、「教材代」には該当せず基本額に含めることが妥当であるが、①の調理実習代については、「教材代」に該当するものであると考える。

3 高等学校等就学費の特別基準の設定について

- (1) 次に、基本額の特別基準の設定が適切に行われていたかどうかについて検討する。
基本額は、月額5,300円であり、年間63,600円の支給がされるものである。
また、局長通知第7-8の(2)イ(ウ)によれば、「学校教育活動のために全ての生徒について、学級費、生徒会費、PTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、(中略)基本額によりがたいときは、(中略)月額2,330円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない」とされている。処分庁は、この局長通知に基づき、学級費2,224円については、特別基準を設定している。
- (2) 本件処分において支給対象外とした①～⑨の費用合計12,785円について、特別基準を設定しなかった理由を処分庁に確認したところ、「特別基準設定の根拠が存在しないため」との回答を得た。

しかし、②～⑨の費用は、「学級費」という名称であるか否かに関わらず、いずれも全ての生徒が学校での活動のために必要となる費用として学校から保護者に学年集金として一律に請求されたものであり、「学級費」と同様な性格を持つものである。処分庁は、基本額を上回る場合には、特別基準を設定するべきであると考ええる。

なお、特別基準の設定に当たっては、審査請求人からの申し出や学校への確認により高等学校等就学費の内容や必要額を把握し、基本額によりがたいかどうかを判断するべきである。

4 高等学校等就学費の一括交付について

- (1) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7の81によれば、高等学校等就学費の基本額については、「月額で表示された高等学校等就学費の基本額に当該学期の月数(中略)を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない」とされており、一時に経費を必要とするときは、基本額の一括交付ができることとされている。
- (2) したがって、今回の保護変更申請において、基本額および特別基準を超える経費が高等学校等就学費として認められる場合は、基本額に当該学期の月数を乗じた額の範囲内で、一括交付するべきであったと考える。

5 今回支給するべきであった高等学校等就学費等について

- (1) 上記1～4を基に、今回支給するべきであった令和4年5月分の高等学校等就学費等についてまとめると、下表のとおりである。
- (2) 処分庁は、令和4年5月に基本額5,300円に加えて基本額の特別基準を設定し、学級費2,224円を支給した。
- (3) 処分庁が支給対象外とした①～⑨の費用については12,785円であり、このうち、①の調理実習代1,000円については、教材代として支給するべきであった。

福井
知事

- (4) 次に②～⑨の費用11,785円については、いずれも基本額に含まれるものであると考えられ、基本額5,300円を差し引いた6,485円のうち、106円を特別基準で、残りの6,379円を基本額の一括交付により支給するべきであった。(下表を参照)

今回の生業扶助の内訳	本件処分による 支給額	追加支給すべき額	合計支給額
ア 基本額(月5,300円)	5,300円		5,300円
イ 教材代	10,171円	1,000円	11,171円
ウ 技能習得費	10,820円		10,820円
エ 基本額の特別基準 (月2,330円)	2,224円	106円	2,330円
オ 基本額の一括交付		6,379円	6,379円
計	28,515円	7,485円	36,000円

6 これまでの高等学校等就学費の支給状況について

- (1) 審査請求人は、過去にも8回の学年集金の支援を受けてきていると主張している。
- (2) 審理員から処分庁に過去の審査請求人に対する高等学校等就学費の支給状況を確認したところ、令和3年度の第2学年集金では、学年集金の全額を高等学校等就学費として支給しており、令和2年度の第1学年集金では、今回同様、学年集金の一部を支給対象外としていた。
- (3) 処分庁は、第2学年集金については、教材代等として支給可能であると判断して全額支給しており、年ごとにみると対象となる費用の整合性が取れていない。
- (4) 処分庁においては、今後、対象とする費用や特別基準設定の考え方を整理した上で、受給者に丁寧な説明をするべきである。

7 本件処分の法的根拠等について

- (1) 審査請求人は、行政の活動はすべて法律に従って行われなければならない、「芸術や体育で使用する教材等」を支給対象外と決めた法的根拠を求めている。
- (2) 生活保護の処分については、法のほか、法定受託事務の処理基準として国から示されている通知等に基づき決定するものである。高等学校等就学費における「芸術や体育で使用する教材等」の記載は、法や通知の解釈・運用をまとめた問答集に記載されているものであり、処分の根拠となり得るものである。
- (3) なお、本件処分に当たっては、学年集金の学校への支払いに間に合わせるため、保護申請と同日付で処分を行っているが、処分の内容に一部却下の内容が含まれていることから、ケース診断会議を開催して決定するなど慎重な検討をするべきであった。

8 小括

上記1～7のとおり、本件処分は適正な行政手続きを欠いた瑕疵がある処分であると認められることから、本件処分は違法なものとして取消しを免れない。

9 審理員の審理手続きについて

審理員の審理手続きについて、違法または不当な点は認められない。

10 結論

以上の理由から、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年2月9日

審査庁 福井県知事 杉本 達治



教 示



- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、敦賀市を被告として（訴訟において敦賀市を代表する者は敦賀市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすることまたは裁決の取消しの訴えもしくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすることまたは裁決の取消しの訴えもしくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

上記の裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和5年2月9日

審査庁 福井県知事 杉本 達治

